

実務対応報告第26号の適用期間の満了に関する意見募集に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の適用期間の満了に関するご意見の募集（平成22年2月1日公表）

2. コメント募集期間

平成22年2月1日～平成22年3月1日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

未定

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL02	新日本有限責任監査法人 品質管理本部 業務管理部門
CL03	社団法人 生命保険協会 経理部会
CL04	あずさ監査法人 監査実務従事者グループ
CL05	日本公認会計士協会
CL06	(社)日本経済団体連合会 経済基盤本部

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL01	布津陽一郎	米国公認会計士

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
実務対応報告第26号の適用を継続しない(この場合、実務対応報告第26号は適用期間満了をもって廃止される。)		
1) 適用を継続しないことに賛成	<p>適用事例が少ないこと並びに金融危機の最悪期は脱したものと認識することが出来ることから実務対応報告第26号を継続しないことは然るべく賛成である。</p> <p>実務対応報告第26号は、「稀な場合」という金融市場の混乱に対処した当面の取扱いのため、当該状況がなくなった以上、特例措置を残す必要性は乏しく、適用期間満了をもって廃止するのが適当である。</p> <p>本実務対応報告は金融危機に対応した緊急避難措置として定めたものであり、最近の経済環境下においては、その必要性が乏しいと考える。したがって、実務対応報告第26号の適用期間を延長しないという企業会計基準委員会の決議内容を支持する。</p>	
2) 適用を継続すべき	<p>実務対応報告第26号は、一昨年の金融市場の混乱を受け、IASBが「金融資産の保有目的区分の変更」を公表したこと等を踏まえた取扱いである。したがって、実務対応報告第26号を継続しなかった場合、我が国の企業が国際的な会計基準を適用する企業との競争上、不利益を被る可能性も否定できない。金融市場の混乱が再発する可能性等も踏まえ、実務対応報告第26号を継続すべきと考えられる。また、国際的な会計基準においては、昨年11月に公表されたIFRS第9号において、ビジネスモデルを変更した場合に保有目的区分の変更を認める取扱いが示されており、今後はこれらの点も踏まえ総合的な見直しを検討していくべきである。</p>	
実務対応報告第26号に基づいて保有目的区分の変更を行った場合には、その後の事業年度以降も当該変更に関する追加情報の注記が求められているが、廃止後はこの注記を継続する手当てをしない		
3) 注記を継続する手当てをしないことに賛成	<p>保有目的区分の変更自体は既に行われて一度注記の開示がされていれば投資家情報として事足りるものとする。ため、その継続に対する手当ては必要ないものとする。</p> <p>本実務対応報告は金融危機に対応した緊急避難措置として定めたものであり、最近の経済環境下においては、その必要性が乏しいと考える。したがって、企業会計基準委員会の決議内容を支持する。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
4) 注記は継続すべき	<p>実務対応報告第26号の適用を継続しないとした場合に、結果として一定の時限措置として定められた実務対応報告第26号の取扱いを用いたという事実を事後的にも開示することになるが、これは財務諸表利用者に対する有用な情報提供となるものと考えられる。この点、注記のみを継続することが作成者又は利用者の理解を困難にするという意見に対しては、会計基準等の明確な定めとして注記の継続が謳われており、また実務対応報告第26号の取扱いが廃止されていることが周知されていれば、特段の問題は生じないと考えられる。なお、国際的な会計基準においても同様の注記が継続的に求められており、追加情報の注記を継続しないことにより、国際的な会計基準の取扱いと実質的に相違することも、コンバージェンスを推進する現在の流れの中では、極力排除すべきものと考えられる。</p> <p>財規第8条の5に該当する場合は、開示が必要ではあるものの、実務対応報告第26号の廃止により、当該注記の継続が手当てされなくなることから、注記の要否の判断根拠が曖昧となると考えられる。実務対応報告第26号の取扱いは特例的なものであり、今後は債券の保有目的区分の変更ができなくなるとしても、既に適用した会社は継続して注記をすべきであり、継続的に追加情報の注記をしなければ、変更の処理を行わなかった企業との比較ができず、財務諸表利用者にとって有益な情報を提供できないおそれがある。</p> <p>結果的に保有目的区分の変更が一時的に認められた措置であったとすれば、その処理の影響を開示し、投資家に情報を提供することには意義があるものと考えられる。また、国際財務報告基準においても分類変更があった場合に注記の継続が求められている(IFRS第7号、12A項)ことから、注記を求めることが適切であると考えられる。</p>	